

太子町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 5 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 15 号

太子町財務規則の一部を改正する規則

太子町財務規則（平成 4 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 125 条中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、「、現に開札の場所にいない者（電子入札の参加者を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。